

奨学金給付事業の給付対象者の拡充について

1 趣旨

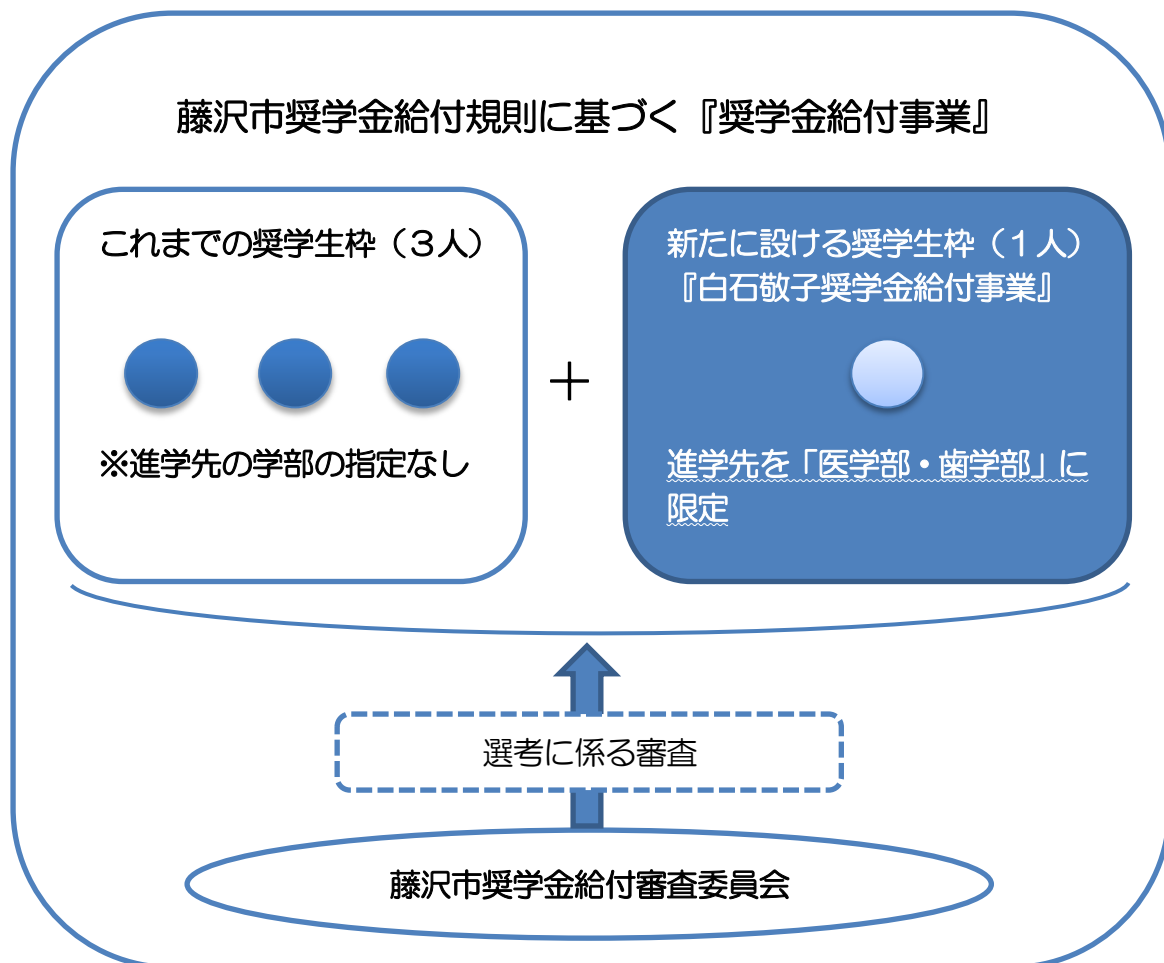
平成30年1月、日本を代表する国際的オペラ歌手である故白石敬子氏より、次の世代を担う子どもたちへの支援を目的として、教育応援基金に5千万円のご寄付をいただきました。

白石氏のご意思を踏まえ、経済的に厳しい環境にある中で医師・歯科医師を志す子どもたちが、将来に向かって希望をもって学んでいけるよう、奨学金給付事業の給付対象者を拡充します。

2 事業拡充のイメージ

奨学金給付事業の給付対象者の拡充として、現在実施している奨学金給付事業の中で、これまでの奨学生の枠に加え、進学先を「医学部・歯学部」に限定した新たな奨学生の枠を設けます。

なお、新たに設ける奨学生枠の事業名については、通称『白石敬子奨学金給付事業』と冠して実施します。



3 給付対象者

申請基準日時点で藤沢市に1年以上住民登録があり、以下の条件にあてはまる方を対象とします。

(1) 世帯等の状況

ア から ウ のいずれかに該当する方が対象となります。

ア 合計所得266万円未満（所得が給与収入の場合、年収400万円未満相当）
世帯の子ども

イ 生活保護受給世帯の子ども

ウ 児童養護施設入所者または退所者

(2) 学力・資質要件

原則として、高校2年次の学年末における評定平均が3.7以上で進学目的が明確であり、学習意欲が高い者とします。

なお、申請時期については、高校3年生の時点で申請することが基本となりますが、学ぶ意欲を支援するため20歳に達するまでの間、申請可能とします。

4 給付人数

1年度あたり1人

5 対象とする大学等

学校教育法に規定する大学の医学を履修する課程、歯学を履修する課程とします。

6 給付額等について

以下の金額を上限とし、大学の正規の修学期間内に給付します。

(1) 給付額

ア 入学準備奨学資金（入学金相当） 1回 300,000円以内

イ 学費奨学資金（授業料相当） 月額 60,000円以内

<1人に対する給付金（6年間の上限金額）>

入学準備 奨学資金	学費奨学資金						合計
	入学時	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	
30万円	72万円	72万円	72万円	72万円	72万円	72万円	462万円

(2) 給付方法

ア 入学準備奨学資金（入学金相当） 入学前に本人口座に振り込み

イ 学費奨学資金（授業料相当） 半期（6ヶ月）毎に本人口座に振り込み

なお、毎年、世帯状況や学業の状況を確認し、継続給付の可否を決定します。

(3) 給付の打ち切り、返還等について

大学を退学、除籍等となった場合は、以降の給付を打ち切るとともに、給付した奨学金を返還請求します。

ただし、特段の事由により退学等となった場合は、奨学金給付審査委員会の審査に基づき、一部返還又は免除とします。

7 併給について

国、県又は他の団体からの給付型奨学金との併給については不可とします。なお、貸与型奨学金との併給は可能とします。

8 給付対象者の選考

給付対象者については、二次審査まで実施し、世帯の状況や学業に対する意欲等を確認の上、選考します。

- (1) 一次審査・・・・・・・・世帯状況の確認，本人の成績
- (2) 二次審査・・・・・・・・小論文，面接

なお、給付対象者の選考にあたっては、奨学金給付審査委員会の審査を経て決定します。

9 藤沢型の支援について

給付対象となった子どもについては、入学時から卒業までしっかりとしたフォローが必要不可欠です。このことから、3ヶ月に1回程度面談を実施することにより、生活の状況を把握し、状況に応じた相談、助言を行うことで、本人が学業に十分に専念できる生活環境の確保を行います。

10 国による高等教育無償化への対応について

国においては、高等教育の経済格差緩和措置として、低所得世帯を対象に、大学などの高等教育の無償化を検討しており、平成32年度からの導入が予定されています。

本市の奨学金給付事業については、国による高等教育無償化が実施されるまでの間は、現行の内容で実施していくものとし、国の制度が明らかになった時点で、あらためて制度の見直しを行うものとしします。

11 事業スケジュール（案）

平成32年4月入学生から給付を開始します。（平成31年度予算）

<平成31年度>

- (1) 事業周知・・・・・・・・・・・・・・4月以降
（ホームページ，広報ふじさわ掲載，チラシ配布）
- (2) 募集期間・・・・・・・・・・・・・・6月
- (3) 選考・・・・・・・・・・・・・・7月～9月
- (4) 奨学生の内定・・・・・・・・・・・・10月
- (5) 入学準備奨学資金の支払い・・・・・・・・大学への合格確認後

<平成32年度>

- (6) 学費奨学資金の支払い・・・・・・・・前期分，後期分の年2回支払い
- (7) 定期面談・・・・・・・・・・・・・・3ヶ月に1回程度実施

以 上

（事務担当 教育部教育総務課）

【参考】「これまでの奨学生枠」と「新たに設ける奨学生枠」の要件の比較

	項目	これまでの奨学生枠	新たに設ける奨学生枠
1	対象校	大学，専門職大学，短期大学，専門職短期大学，高等専門学校，専門学校	大学の医学を履修する課程，歯学を履修する課程
2	対象者の世帯（収入）要件	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税非課税世帯の子ども ・生活保護受給世帯の子ども ・児童養護施設入所者 	<ul style="list-style-type: none"> ・合計所得266万円未満の世帯の子ども ・生活保護受給世帯の子ども ・児童養護施設入所者
3	給付人数	3人程度	1人
4	学力・資質基準の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・高校2年次学年末での評定平均が3.1以上 ・面接，小論文にて学業に対する意欲等を評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・高校2年次学年末での評定平均が3.7以上 ・面接，小論文にて学業に対する意欲等を評価
5	授業料相当額の支給	学費奨学資金（授業料相当） 月額 6万円以内	同 左
6	入学準備金の支給	入学準備奨学資金（入学金相当） 1回 30万円以内	
7	給付額の調整	国立大学の授業料減免制度を踏まえ，給付額を調整	
8	併給	給付型との併給は不可 貸与型奨学金との併給は可能	
9	給付後の確認	毎年度学業の状況等を確認	
10	廃止，返還	大学を退学，除籍等の場合は，以降の給付を打ち切り，給付した奨学金の返還を求める（理由により返還（全部・一部）又は免除）	